

国民年金のお知らせ

10月から国民年金保険料の育児免除制度が始まります！

国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も育児で国民年金保険料が免除される新しい制度が始まります。

子どもを育てている方は、所得に関係なく国民年金の保険料の納付が免除されます。

また、将来の年金額は保険料を納付した場合と同じように反映されます。

対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子[※]を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象で、次のすべての要件を満たしている必要があります。（所得要件はありません）

- (1) 子と身分（親子）関係が継続していること
- (2) 子と同一住所であること
- (3) 子が生存していること

※法律上の親子関係がある子（実子および養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します

国民年金保険料が免除される期間

実母の場合：産前産後免除期間に引き続く9カ月間（最大13カ月間）

実父・養父母の場合：子を養育することとなった月から子どもが1歳になる誕生日の前月まで（最大12カ月間）

〈育児免除イメージ図〉

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	1歳の誕生日の 前月(12月分)まで	12月
母親	産前産後免除期間 出産予定月または出産月の前月から4か月間				育児免除期間			
父親 (養父母)		育児免除期間						

届け出方法

マイナポータルでの申請

- ・スマホで24時間365日いつでも申請できます！
- ・書類を提出する必要はありません。

紙での申請

次の書類を提出してください。

- ・「産前産後免除該当届」
- ・「育児免除該当届・終了届」
- ・本人確認書類の写し

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係
函館年金事務所

☎47-4681
☎0138-31-9086（国民年金課）